

**令和 7 年度 PMI（経営統合作業）実装支援事業
PMI 実装個別支援 実施要領**

（本要領について）

第 1 条 この要領は、県内中小企業の M&A 実施による事業再編・統合の効果を最大化するために必要となる「PMI（経営統合作業）」の実装を支援する「PMI 実装個別支援（以下、本プログラム）」の実施にあたり必要な事項を定めたものである。

（事業内容・目的）

第 2 条 本プログラムは、群馬県内に主たる事業所を有する中小企業が現在、または今後実施を予定している PMI の取組を個別支援することで、中小企業における PMI の取組実装ならびに M&A の実施を企業の成長・発展につなげることを目的とする。

2 なお、本プログラムの支援イメージは別表「PMI 支援例」のとおり

（事業運営等）

第 3 条 本プログラムは群馬県（以下、県）が実施する「令和 7 年度 PMI（経営統合作業）実装支援事業（以下、本事業）」の支援プログラムとして実施する。

2 本プログラムの運営は、本事業の受託事業者である TSUNAGU 株式会社（以下、事務局）が行う。

（対象者要件）

第 4 条 本プログラムの支援の対象となる事業者は、次の各号の全てを満たすと認められるものとする。

（1）群馬県内に主たる事業所を有し、以下のいずれかに該当する中小企業

ア 特定の会社の買収を検討している中小企業

イ 特定の会社を買収し、既に PMI に取り組んでいる、またはこれから取り組む予定のある中小企業

（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業（以下「風俗営業等」という。）を営む者ではないこと。

（3）次の要件をいずれも満たすこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人の場合は暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（支援事業者の募集等）

第5条 本プログラムにおける支援を希望する事業者の募集等については、次の各号のとおりとする。

- （1）支援事業者の募集期間は令和7年10月27日（月）～12月12日（金）とする。
- （2）支援を希望する事業者は、「PMI 実装個別支援 申込書」を作成し、事務局あて電子メールにて提出するものとする。

（審査及び支援の決定）

第6条 支援事業者の採択は県産業経済部地域企業支援課長が行うものとする。なお、採択は、前条に基づき提出された申込書の内容、事務局の意見等を踏まえ、次の各号の要件に合致するかを審査した上で判断するものとする。

- （1）この要領の他の条項に規定する内容を全て満たしていること。
- （2）個別支援の実施により、PMI の実装、経営統合に向けた課題の解決が期待できると判断されること。
- （3）その他支援対象として適切ではないと判断される事項がないこと。

2 支援事業者の定員は3者とする。

3 審査の内容、結果に関する問い合わせには応じないものとする。

（支援の実施）

第7条 支援対象として採択された事業者（以下、支援対象事業者）に対し、次のとおり支援を実施するものとする。

- （1）1者あたりの支援回数は2回を上限とする。
- （2）1回あたりの支援実施時間は3時間を上限とする。
- （3）支援実施時期は令和8年1月～2月の間を基本とし、具体の日程については支援対象事業者と事務局で調整の上決定すること。

（支援費用）

第8条 本プログラムによる支援の実施にあたって支援対象事業者の費用負担は発生しない。ただし、支援の実施にあたり発生する旅費等の実費の費用については支援対象事業者の負担とする。

（守秘義務）

第9条 事務局及び県は、本プログラムの実施により知り得た事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(実施報告書の作成・提出)

第 10 条 事務局は支援対象事業者への支援終了後 15 日以内に、県に「個別支援報告書」を提出しなければならない。

2 事務局から提出された「個別支援報告書」に疑義等がある場合、県は事務局及び支援対象事業者へ支援内容に関する調査を行うことができる。

(成果の普及)

第 11 条 県は、「個別支援報告書」等により支援の効果について評価を行うとともに、支援対象事業者へのアンケート等を実施することにより、事業効果の把握に努めるものとする。

2 県は、本プログラムの実施により得られた成果について、支援対象事業者に支障のない範囲で公表等ができるものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 27 日から施行する。

【別表】PMI 支援例

(1) 特定の会社の買収を検討している事業者（今後、PMI を実施予定）	
〈基本合意前〉	買収検討段階においては、対象企業の事業特性や財務状況を踏まえ、買収の妥当性や経営統合後のリスク等に関する助言を行います。 これにより、経営戦略上の整合性や投資判断の合理性を高めることを目的とします。
〈基本合意後〉	買収に向けた実務フェーズにおいて、経営陣との面談や現地ヒアリングを通じて、現時点で想定される PMI（経営統合作業）上の課題を抽出・整理します。 そのうえで、買収後 100 日間を目安とした重点実行計画「PMI100 日プラン」を策定・提案し、初期統合の円滑な推進を支援します。
(2) 特定の会社を買収し、PMI を行っている企業	
	買収後の早期段階において、経営者・主要幹部との面談・現地視察を通じて、現状の統合状況や経営課題を確認します。その後、整理した課題に基づき、PMI の初期対応方針および優先的に取り組むべき改善テーマについて提案を行います。
【共通】支援成果イメージ	
	M&A の目的の言語化、PMI 推進チームの組成、重点実行計画（PMI100 日プラン）

※本支援は、全 2 回と支援回数が限られていることから、実施中、もしくは今後実施する PMI に関する現状把握と方向性提示を支援の主な目的としています。実行段階における詳細な伴走支援や各種施策の実装は対象外となります。